

## 「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」(案)の概要

## 1. 経緯

システム統合を伴う金融機関等の経営統合が、合併や持株会社化等により進展する中で、システム統合に係るリスクの管理態勢の充実・強化はますます重要なものとなってきている。

こうした状況にかんがみ、金融庁検査局では、検査において特に留意すべき項目を整理し、着眼点を明確化しておくことが必要であると考え、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」(案)を取りまとめました。本チェックリストを公表することにより、金融機関等に自己責任原則に基づく経営管理を促すことにつながることを期待される。

## 2. 基本的考え方

金融機関等の経営統合に係るリスクは多岐にわたって存在することを十分に認識した上で、特に事務・システムリスクに焦点をあてた。

なお、本チェックリストは、預金等受入金融機関のみならず、全ての金融機関等（それらを傘下とする持株会社を含む。）を対象とするものである。

したがって、本チェックリストの適用にあたっては、業態の特性、金融機関等の規模、必要とされるシステム水準の差異を十分に考慮した上で、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。

## 3. 本チェックリストの構成

- I. 経営陣のリスク管理に対する協調した取組み
- II. 協調したシステム統合リスク管理態勢のあり方
- III. 不測の事態への対応
- IV. 監査及び問題点の是正

(注) 詳細については、別添 2 「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」(案)のフレームを参照。

## 4. 今後の予定

本パブリックコメント終了後、頂いたご意見等を踏まえ所要の作業を行い、検査官宛通達として発出し、通達日以降実施する検査から適用する。

## 「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」(案)のフレーム

項目	リスク管理態勢のチェック項目
I. 経営陣のリスク管理に対する協調した取組み	
i. 経営統合に係るリスク管理態勢のあり方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経営統合に係るリスクに対する認識</li> <li>2. 協調体制の整備</li> <li>3. 顧客対応の重要性に対する認識等</li> <li>4. 統合方針の確立</li> <li>5. ビジネスモデルの確立</li> <li>6. 統合計画及び実行計画の策定</li> <li>7. 統合プロジェクトの管理</li> <li>8. 統合プロジェクトの移行判定</li> </ol>
ii. システム統合に係るリスク管理態勢のあり方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. システム統合に係るリスク管理体制の整備</li> <li>2. システムの移行判定</li> </ol>
II. 協調したシステム統合リスク管理態勢のあり方	
i. セキュリティ管理体制の整備	セキュリティ管理体制の整備
ii. 協調した事務リスク管理態勢のあり方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理者の役割</li> <li>2. 事務部門の組織整備</li> <li>3. 用語の統一と事務規定の整備</li> <li>4. 金融商品・サービス体系の整備</li> <li>5. 営業部店網の整備</li> <li>6. 顧客データの整備</li> <li>7. 営業部店における対応</li> </ol>
iii. 協調したシステムリスク管理態勢のあり方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理者の役割</li> <li>2. 企画・開発・移行の体制</li> <li>3. システム開発の管理</li> <li>4. 規定・マニュアルの整備</li> <li>5. テスト等</li> </ol>
iv. 協調した業務運営態勢のあり方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運営体制の明確化</li> <li>2. 業務運営の検証</li> </ol>
v. 外部委託業務管理態勢のあり方	外部委託業務管理
III. 不測の事態への対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 統合計画遅延時の対応</li> <li>2. コンティンジェンシープランの整備</li> <li>3. 統合日前後における不測の事態への対応</li> </ol>
IV. 監査及び問題点の是正	
i. 内部監査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 内部監査体制の整備</li> <li>2. 内部監査の手法及び内容</li> </ol>
ii. 第三者機関による評価	第三者機関による評価の活用